

# 坂祝町事業者支援給付金

受付開始  
R4年6月1日～

- ・個人事業主においては令和3年中の売上が、直近2年間のいずれかと比較して**20%**以上減少した事業者等。
- ・法人事業主においては、令和3年10月から令和4年9月までの間に決算月のある年度の売上高を令和3年中の売上高とし、直近2期の決算年度のいずれかの売上高と比較して**20%**以上減少した事業者。

## 給付対象者

- ・上記の売上減少に該当する事業者。(証拠書類必須)
- ・町内に所在する中小事業者若しくは小規模事業者。(注)
- ・平成31年4月1日以前から坂祝町に所在する事業者。
- ・事業により売上を得ていること。
- ・令和5年1月以降も1年以上に渡り事業を継続する意思があること。
- ・坂祝町暴力団排除条例に該当しない者。

注: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条第5項に規定する小規模事業者。

## 給付額

令和3年売上高	商工会員	商工会員以外
500万円未満	5万円	3万円
500万円～5000万円未満	7万円	5万円
5000万円以上	10万円	7万円

・法人の場合は前年ではなく前期の売上で算定します。

※この機会に商工会への加入をお勧めします。

## 申請時の必要書類

1. 給付金交付申請書: 様式第1号(商工会に用意してあります。)
2. 令和3年中における1年間の売上高がわかる書類。
  - ・法人の場合…確定申告書、法人事業概況説明書(R3.10～R4.9決算月のもの)。
  - ・個人の場合…確定申告書、青色決算書又は、収支内訳書(白色は月額平均)の写し。
3. 前年または前前年のうち、令和3年と比較し20%以上の売上高減少がわかる書類。
4. 通帳の写し。(普通預金の場合: 見開き1ページ目)
5. 営業確認書類(商工会員以外)…確定申告書または営業許可証など。

注) フリーランス、内職、農業等の事業者は対象外です。

申請締切 令和4年12月28日(水)

申請・お問い合わせ

坂祝町商工会

TEL: 0574-26-7667

この事業は坂祝町から坂祝町商工会が委託を受けています。